

入札説明書

売却物件名 塩化銀 (7. 35 kg)

I	入札説明書	1 ~ 4	(頁)
II	提出書類一覧	5	
III	入札書・委任状	5 ~ 9	
IV	仕様書に関する質問書	10、11	
V	契約書(案)	12 ~ 16	

I 入札説明書

この入札説明書は、本件売却に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののはか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 売却する物品
塩化銀
- (2) 売却する物品の規格、機能、特質等
仕様書のとおり
- (3) 売却数量
仕様書のとおり
- (4) 引渡し方法
入札後、双方協議の上決定する。

2 入札参加者に必要な資格について

(1) 必要な資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者。
- ③ 価格表を5に示す提出期限までに提出場所へ持参し、審査の結果「適合」と認められた者。
- ④ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者。
- ⑤ 3に示した交付場所において入札説明書等の交付を受けた者。
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

(2) 資格審査の申請の方法

2の(1)の②の入札参加資格を有していない者で、この一般競争入札への参加を希望する者は、徳島県知事の定める一般競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、以下に示す受領期限までに、以下の提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

※一般競争入札参加資格申請書（様式第1号）については、徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。

申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応ずるものとする。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

入札参加資格審査申請書の受領期限、提出場所

- ① 受領期限
令和8年2月25日（水）午前11時00分
- ② 提出場所
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県企画総務部管財課 調度担当
電話番号 088-621-2067
ファクシミリ 088-621-2828
電子メール kanzaika_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県ホームページよりダウンロードする。
なお、仕様の変更等があった場合はホームページで通知する。

4 問合せ等について

- (1) この入札についての問合せ先
徳島市新蔵町3丁目80番地 徳島保健所庁舎 2階
徳島県立保健製薬環境センター 総務企画担当
電話番号 088-625-7751
ファクシミリ番号 088-625-1732
電子メールアドレス hokenseiyakukankyouSENTA@pref.tokushima.lg.jp
- (2) 問合せの受付期間等
問合せは、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。
ファクシミリによる場合は別紙「IV仕様書に関する質問書」を使用して問合せを行うこと。
なお、期間はおおむね価格表の提出期限の3日前（土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は含めない）までとする。これ以降の問合せには回答できない場合がある。

5 提出物について

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、塩化銀7.35kgの価格表を以下の提出期限・場所・方法にしたがって提出しなければならない。
価格表の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた価格表を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から価格表に關し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 価格表の提出期限、提出場所及び方法
① 提出期限
令和8年3月4日（水曜日） 午後5時00分
② 提出場所
徳島市新蔵町3丁目80番地 徳島保健所庁舎 2階
徳島県立保健製薬環境センター 総務企画担当
③ 提出方法
直接持参又は郵送（封書とし、封筒への必要事項記載についてはⅡ提出書類一覧表）2の（2）の②によるものとする。なお、郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札執行の日時及び場所、入札書の提出方法
① 日時
令和8年3月13日（金曜日）午前10時30分
② 場所
徳島市新蔵町3丁目80番地 徳島保健所庁舎 2階
徳島県立保健製薬環境センター 会議室
③ 入札書の提出方法
直接持参又は郵送（封書とし、封筒への必要事項記載についてはⅡ提出書類一覧表）2の（2）の②によるものとする。なお、郵送による場合は書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）
郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及びあて先
①受領期限
令和8年3月12日（木曜日）午後5時00分
②あて先
〒770-0855 徳島市新蔵町3丁目80番地 徳島保健所庁舎
徳島県立保健製薬環境センター 総務企画担当
- (2) 入札の方法等
① 入札の方法
「塩化銀 7.35kg」の総価で行う。
② 入札書の作成、提出等
入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければなら

ない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「塩化銀 7. 35 kg」の総価を記載すること。

代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積るものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。

オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあっては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあっては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

ク 5の価格表の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を売却することができると認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された価格表は返却しない。

③ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した価格表の変更をしてはならない。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札。

② 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて封書の表面に「入札物件名」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかつた入札。

③ 記名のない入札。

④ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札。

ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。

イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。

ウ 「入札物件」で物件名及び数量（数量については、特に指定した場合を除く）の記載のないものまたは記載を誤ったもの。

エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。

⑤ 同一事項に対してした2通以上の入札。

⑥ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札。

- ⑦ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の価格表の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を売却できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最高の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項

契約書（案）によることとする。

(3) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

所在地 徳島市新蔵町3丁目80番地 徳島保健所庁舎 2階
所属名 徳島県立保健製薬環境センター 総務企画担当

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) その他

落札者が、落札時から契約締結時までの間に徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。

落札者が、落札後に徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けた場合には、契約を締結しないこととする。また、契約締結後に判明した場合は、契約を解除する。

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、「II提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できないものとする。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあってはその旨了解の上入札すること。

II 提出書類一覧表

1 價格表提出時（入札前）

① 價格表（税抜き） 1通

「入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。

また、その代理人による持参の場合は、代理人の氏名を併せて記載すること。

郵便により提出する場合は、封筒の表面に「塩化銀 7. 35 kg 價格表在中」

と朱書きし、入札参加者の住所、商号、代表者役職、氏名を記載する。

また、代理人による場合は、代理人の氏名を合わせて記載する。

価格表には、売却にかかる諸経費等を考慮した上で買取額を記載すること。

2 入札書提出時

（1）提出物

① 入札書 1通

② 委任状（代理人が入札する場合） 1通

（2）留意事項

①持参により提出する場合

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参し、確認後、封をして入札を行うこと。

②郵便により提出する場合

二重封筒とし、中封筒に入札書を入れ密封し、入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名を表書きする。代理人による場合は、代理人の氏名を記載する。

また、「塩化銀 7. 35 kg」と表に朱書きすること。

外封筒には入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名を表書きする。

代理人による場合は、代理人の住所、氏名を記載する。また、「塩化銀

7. 35 kg」と朱書きすること。

代理人による場合は委任状も同封すること。

3 再入札時

① 入札書及び封書の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

再入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、再入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

※入札参加者又はその代理人の全員が立会いしている場合は、開札後ただちに再入札を行う。郵便入札があり全員そろわない場合は、契約担当者が別に再入札日を指定する。

III 入札書・委任状

入札書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札物件

塩化銀 7.35 kg

入札保証金

免除

上記の金額で買取したいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳島県立保健製薬環境センター所長 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

入札書																			
¥マークを 付すこと (無い場合は無効)																			
入札金額 <table border="1"><tr><td>¥</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>										¥	3	4	5	2	0	0	0	0	0
¥	3	4	5	2	0	0	0	0	0										
入札物件 ○○○○ 一式																			
入札保証金 免除																			
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。																			
令和〇年〇月〇日																			
住所 徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁株式会社																			
氏名 役職名 徳島 太郎																			
徳島県立保健製薬環境センター所長 殿																			

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

■ 代理人が入札するとき

入札書																			
¥マークを 付すこと (無い場合は無効)																			
入札金額 <table border="1"><tr><td>¥</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>										¥	3	4	5	2	0	0	0	0	0
¥	3	4	5	2	0	0	0	0	0										
入札物件 ○○○○ 一式																			
入札保証金 免除																			
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。																			
令和〇年〇月〇日																			
住所 徳島県徳島市万代町1-1 徳島県庁株式会社																			
氏名 役職名 徳島 太郎																			
代理人 住所 ○○○○○ 氏名 阿波 次郎																			
徳島県立保健製薬環境センター所長 殿																			

役職名の記載が無い場合
又は申請時の役職名と
異なる記載の場合は無効
(含個人事業者)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

住所、会社名、代表者役職・氏名
を記入

代理人の住所、氏名は、委任状と同
じ内容を記載すること。

令和　年　月　日

委　任　状

徳島県立保健製薬環境センター所長　殿

委任者　住　所

氏　名

受任者　住　所

氏　名

私は、　　　　　　　　　　を代理人とし、徳島県が令和　年　月　日に
執行する『塩化銀　7. 35 kg』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

令和〇年〇月〇日

委任状

徳島県立保健製薬環境センター所長 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町1-1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○○

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所
氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名(支社・支店名等)
を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載
内容を確認します。

氏 名 阿波 次郎

私は、阿波 次郎を代理人とし徳島県が令和〇〇年〇〇月〇〇日に執行
する『〇〇〇〇〇〇〇』の入札に関する一切の権限を委任します。

IV 仕様書に関する質問書

仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名: 塩化銀 7. 35kg

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質問項目	
内 容	

V 契約書(案)

物品売買契約書

売扱人徳島県（以下「甲」という。）と買受人株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により塩化銀（以下「売買物件」という。）の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売買物件は、末尾記載のとおりとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〇〇〇、〇〇〇円

（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇、〇〇〇円）とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、売買代金に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（代金の支払）

第5条 乙は、売買代金を、甲の発行する納入通知書により、令和8年〇月〇日までに甲に支払わなければならない。

（違約金）

第6条 乙は、前条に定める納付期限までに売買代金を納入しなかったときは、当該納付期限の翌日から納入した日までの期間の日数に応じ、当該売買代金に対し年5パーセントの割合で計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 甲は、前項の違約金が100円未満であるときは、これを徴収しない。

（所有権移転）

第7条 物品の所有権は、乙が契約金額を納付し、甲が入金を確認したときに、乙に移転する。

（事故による責任）

第8条 売買物件の引渡し以後に発生した当該売買物件の事故による損害については、全て乙の負担により解決するものとする。

（引渡期間）

第9条 売買物件の引渡日は、入金が確認できた日から15日以内とする。

（引渡場所）

第10条 売買物件の引渡場所は甲の指定する場所とし、引渡方法については、甲乙両者による協議の上、決定するものとする。

（危険負担）

第11条 乙は、この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該売買物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（契約不適合責任）

第12条 乙は、この契約締結後、売買物件に契約内容に適合しない状態があることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償又は契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第13条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

（2）乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者で

あるとき。

(返還金等)

第14条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用、乙が支払った違約金及び乙が売買物件を取得するために支出した経費その他一切の費用は、返還しない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないための損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の決定)

第17条 この契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上、決定する。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 徳島県
徳島県立保健製薬環境センター
所長 相原 文枝

乙 住所
会社名
代表者氏名

売買物件の表示

	数量	単位	金額
塩化銀	7. 3 5	k g	〇〇〇, 〇〇〇円
消費税			〇〇, 〇〇〇円
合計			〇〇〇, 〇〇〇円

仕 様 書

- 1 品 名 塩化銀
(注) 塩化銀は化学的酸素要求量の水質分析時に発生した廃液の沈殿を自然乾燥させたもので、水分及び他の不純物が含まれる。
- 2 売却数量 7. 35 k g
- 3 保管状況 乾燥済粉末状
- 4 品質の確認 入札前の品質確認を希望する見積者には見積価格算出用のサンプルとして該当品を10g程度、提供することができる。ただし、必要な経費については見積者の負担とする。
- 5 引渡し場所 徳島県立保健製薬環境センター（徳島市新蔵町3丁目80）
(以下、「本センター」とする。)
- 6 契約金額の支払い 買受人は、契約を締結した日から10日以内に徳島県が指定する納入通知書により契約金額を納付すること。
- 7 所有権の移転 物品の所有権は、買受人が契約金額を納付し、本センターが入金を確認した時に、買受人に移転する。
- 8 引渡し期間 契約金額の入金が確認できた日から15日以内とする。
- 9 特記事項
(1)引渡し方法は担当者と協議の上、決定するものとする。
(2)買受人は郵送、宅配便等による納品を希望する場合は、引渡し時の数量確認を本センターに委任するものとする。また、送料は買受人が負担する。
(3)本センターでの納品を希望する場合は、運搬・積込作業については買受人が行い、引渡しに伴う必要な費用は買受人の負担とする。
(4)物品売買契約を締結後、本センターが売り払った塩化銀によって買受人が損害を被っても、本センターはその責を負わないものとする。
(5)買受人は塩化銀の引渡しと同時に、本センターに受領書を提出すること。